# 理容所・美容所を開設された方へ





## 器具類の消毒

### 洗净

家庭用洗剤を付けた スポンジでこすり、十分な 流水で洗浄します。 汚れがついたままだと 消毒効果が落ちます。



器具に応じた消毒方法で 消毒します。 消毒前に水気を十分に 拭き取ります。 方法によっては消毒後に 水洗いし乾燥させます。



### 保管

消毒した器具は使用済みのものと分けて保管します。 ほこりが被らないよう清潔に 保管してください。

1 かみそり(頭髪カット用以外のもの) 血液の付着した、又はその疑いのある器具の消毒

| 種 類        | 方法                        |
|------------|---------------------------|
| 煮沸         | 沸騰後2分以上煮沸する               |
| エタノール      | 濃度76.9%~81.4%の水溶液に10分以上浸す |
| 次亜塩素酸ナトリウム | 濃度0.1%以上の水溶液に10分以上浸す      |

2 1以外の器具の消毒 (はさみ、くし、クリッパー、頭髪カット用のかみそりなど)

| 種 類           | 方法  |
|---------------|---|
| 紫外線           | 85μW/cm <sup>3</sup> 以上の紫外線を20分以上照射する               |
| 煮沸            | 沸騰後2分以上煮沸する   |
| 蒸気            | 80℃を超える蒸気に10分以上触れさせる                                |
| エタノール         | 濃度76.9%~81.4%の水溶液に10分以上浸す<br>または水溶液を含ませた綿やガーゼで表面をふく |
| 次亜塩素酸ナトリウム    | 濃度0.01%以上の水溶液に10分以上浸す                               |
| 逆性石ケン         | 濃度0.1%以上の水溶液に10分以上浸す                                |
| グルコン酸クロルヘキシジン | 濃度0.05%以上の水溶液に10分以上浸す                               |
| 両性界面活性剤       | 濃度0.1%以上の水溶液に10分以上浸す                                |

エタノール消毒液は7日以内に、その他の消毒液は毎日交換します。



## 手指の消毒 器具や手指の消毒は客ひとりごとに!

作業前の手指の消毒は次の方法で行います。

- 1 流水と石けんで15秒以上洗浄する
- 2 速乾性擦式消毒薬(アルコール消毒薬)を乾燥するまで擦り込んで消毒する

## 施設の衛生管理に自主管理点検表を活用してください。

日頃の衛生管理を、自主管理点検表を使ってチェックし、適宜管理方法を 見直してください。自主管理点検表は、毎年3月末に保健所(保健予防課)に 提出してください。

### 氏名・理容師/美容師であることを明示していますか?

例) 名札を着用する

施設に理容師/美容師の一覧を掲示する

### こんな時は保健所に届出をしなければなりません。

- ・理容所/美容所の名前を変えた
- ・開設者の名前、住所が変わった
- ・従業員(理容師/美容師、その他従事者)を雇った、やめた
- ・管理理容師/美容師の氏名、住所が変わった
- ・理容師/美容師の氏名が変わった

変更届

構造設備を変更するときは、必ず事前にご相談ください。内容によって、必要な届出をご案内します。

- ★開設者が亡くなり、事業を相続した
- ★事業譲渡により、事業を承継した
- ★法人の合併や分割により、事業を承継した

承継届

・理容所/美容所の営業をやめた

廃止届

★の届出は、**事前に**ご案内がありますので、保健所(保健予防課)までご連絡 ください。また、ご不明点があるときも、お気軽にお問い合わせください。 届出書は、一宮市ウェブサイトに掲載しているほか、窓口でもお渡ししています。



理容所に関すること ID: 1039778



美容所に関すること ID: 1039890

## 問い合わせ先

一宮市保健所 保健予防課 生活衛生グループ

一宮市古金町1丁目3番地

TEL: 0586-52-3855(直通)

FAX: 0586-24-9388

